# 条例の構造 (修正案)

1 前文

## 2 総則

- (1) 目的
- (2) 条例の位置付け
- (3) 定義
- (4) 基本理念
- (5) 基本原則
  - ① 情報共有の原則
  - ② 市民参画の原則
  - ③ 協働の原則

### 3 市民・行政・議会の役割と責務

市民の役割と責務

- (1) 市民参加の権利
- (2) 権利の行使と責任の履行
- (3) 市民の知る権利

行政の役割と責務

- (1) 市長の責務
- (2) 職員倫理と意識

議会の役割と責務

- (1) 議会の責務
- (2) 開かれた議会
- (3) 議員の責務
- (4) 議員の情報公開
- (5) 議員の研鑽

### 4 基本原則に基づく自治運営の制度等

情報共有による自治運営

- (1) 個人情報保護
- (2) 情報公開制度

市民参画・協働による自治運営

- (1) 市民参加の機会
  - (2) 住民投票
- (3) 協働のパートナーの育成

自治運営の基本的事項

- (1) 行政組織の編成
- (2) 要望・苦情への対応
- (3) 行政の説明責任
- (4) 安全安心の優先確保
- (5) 外部監查・行政評価
- (6) 財政運営
- (7) 総合計画の位置付け

#### 5 連携と協力、改正等

- (1) 国や他の地方公共団体との協力
- (2) 本条例の進捗管理
- (3) 改正・見直し